

	新潟市教育委員会 平成23年2月 定例会会議録			
日 時	平成23年2月7日(月) 午後3時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	佐藤 委員長	欠席委員		
	小嶋 委員			
	田中 委員			
	山田 委員			
	齋藤 委員			
	鈴木 教育長			
会議に出席 した職員 (20名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	大塚 俊明	総合教育センター 所 長	津野 敏江
	教育次長	貝瀬 功一	学校支援課長	南 敦
	教育次長 中央図書館長	八木 秀夫	地域と学校ふれ あい推進課長	坂井 敏明
	教育総務課長	前田 秀子	生涯学習センター 次 長	和田 明彦
	学務課長	朝妻 厚雄	中央図書館 企画管理課長	内山 正之
	施設課長	芋川 常治	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
	保健給食課長	朝妻 博	埋蔵文化財 センター所長	山田 光行
	生涯学習課長	玉木 一彦	北区地域課長	古俣 誉浩
	教職員課長	遠藤 英和	教育総務 課長補佐	佐藤 栄治
			教育総務課 総務企画係長	小関 洋
			教育総務課主査	杉本 浩
その他の 出席者(名)				

開会	時 刻	午後 3時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (8件)	議案番号	件 名
		議案第26号 平成23年2月議会定例会の議案について
		(1) 平成22年度一般会計補正予算について
		(2) 平成23年度一般会計予算について
		(3) 新潟市入学準備金貸付条例の制定について
		(4) 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正について
		(5) 新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
		(6) 新潟市立図書館条例の一部改正について
		(7) 新潟市文化財センター条例の制定について
	(8) 新潟市豊栄博物館条例の一部改正について	
報告 (1件)	記 号	件 名
		就学援助制度の見直しについて
協議題 (0件)	記 号	件 名

## 第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

## 第2 会議録署名委員の指名

○委員長 小嶋委員，山田委員 両委員を指名。

## 第3 付議事件

○委員長 本日の案計につきましては，当初予算等の公表前ですので，非公開として教育委員会定例会をおこない，会議録につきましては，後日公開するということといたします。

それでは，最初に付議事件に入りたいと思います。議案第26号，平成23年2月議会定例会の議案につきまして，平成22年度一般会計補正予算について，学務課，保健給食課，中央図書館の順番でご説明をお願いしたいと思います。

○学務課長 学務課でございます。1ページをお願いいたします。平成23年2月議会定例会に提出いたします補正予算について，ご説明いたします。

学務課所管分は，一つ目の国庫補助金の返還で，補正額は128万5,000円でございます。これは市の内部調査で理科教材の補助金の要件に欠けるものが判明したことから，返還する所要額でございます。学務課の説明は以上でございます。

○委員長 この件に関しまして，何かご意見はございますか。

○山田委員 要件に欠けるというのは，理科教育設備整備費国庫補助金の対象としてですか。

○学務課長 これは，理科備品を購入したこと自体は間違いではございませんでしたが，契約の手順が国からの交付決定を受ける前に購入してしまったと。

○山田委員 日付が違っていたということですか。

○学務課長 ということで，本来，補助金をいただくものではないものですから，年度内に返還したいと考えております。

○山田委員 128万5,000円は市費になるわけですが，これは市が丸ごと出すということですね。

○学務課長 もともと国からもらった元金につきましては，国のお金でこ

○山田委員

ございますから、国のお金をお返しするという形になります。

もう買ってあるのですか。

○学務課長

買ってあります。合併前の市町村で、そういう事例がございましたので、その市町村に国費として入っていたお金です。

○委員長

決定するであろうと思って買ってしまった。決定はされたのですけれども、補助金の年度内対象外なので返しなさいということですね。

続きまして、保健給食課お願いします。

○保健給食課長

保健給食課でございます。それでは、議案第26号(1)補正予算のうち、当課所管分につきましては、巻の学校給食センター建設事業にかかる減額補正についてでございます。お手元に1枚資料を配付させていただいておりますが、そちらをご覧くださいと思います。

まず、事業の概要についてであります。一番上の位置図にございますように、現在の巻センターにつきましては、巻南小学校の敷地内にございまして、ここから小学校5校、中学校2校の計7校に、日々約2,400食を配送しております。この建物につきましては、昭和55年の建設でございまして、老朽化が進んでいることから、合併建設計画に基づきまして、今年度から移転改築に着手したところでございます。

新センターの建設位置につきましては、図に事業対象地ということで示してございますけれども、小学校敷地に隣接した用地を新たに取得いたしまして、鉄骨造一部2階建て、延べ床満席1,600平米の建物を建設する予定でございます。

次に、工程についてでございます。表の上段の変更前の欄をご覧くださいと思います。当初の計画では、平成22年度に用地の取得及び造成から建物の設計までを行い、平成23年度に建物本体の建設及び備品整備を完了いたしまして、平成24年度当初に新センターの供用を開始し、その後、既存の建物を解体する予定でございました。しかし、今年度の事業が予定どおりに進捗しない見通しとなったことから、下段の変更後の工程に見直すこととしたところでございます。平成22年度は用地取得と土質の調査及び造成設計までとなることに伴いまして、造成の工事及び建物の設計を23年度に、建設工事と備品整備を平成24年度に先送りするということといたしまして、結果として供用開始が1年遅れるということでございます。変更2につきましては、下に記載がございまして、用地取得交渉に時間を要したことから、土質調査、造成設計の完了が年度末となり、

この結果を利用することになります，建物の設計が翌年度にならざるを得ないこと。さらに軟弱地盤なため，盛り土による改良が必要となり，加えて周辺の地への影響を勘案して，盛り土工事が秋以降の着工となることとございます。

以上の事情から，今年度の当初予算1億3,100万円から事業進捗に合わせて6,838万円を減額するとともに，財源についても調整をするものがございます。説明は以上でございます。

○委員長

この件に関してはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では，続きまして，中央図書館お願いします。

○中央図書館長

私から説明させていただきます。生涯学習施設整備事業でございますが，内容は（仮称）巻図書館建設事業でございます。これは，東北電力から旧営業所を買い取って，今年度大規模改修をし，図書館に整備するという予定で，当初予算で3億6500万円盛っている事業でございますが，改修工事の施工中に外壁から漏水が発見され，全面調査をしたところ，外壁の張り替えが必要であるということが分かりまして，当初は平成23年2月いっぱい，今月いっぱいを工期としておりましたけれども，全体で約3か月程度延長する必要が出てまいりまして，これに伴い，関係する経費を全体として次年度へ繰り越すものがございます。その金額が2億3,000万円ということとございます。説明は以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。この件に関して，ご質問はいかがですか。よろしいでしょうか。それでは，平成22年度一般会計補正予算につきまして，ご承認をいただいたものといたします。

続きまして，平成23年度一般会計予算，それでは貝瀬教育次長から，まずご説明をお願いします。

○貝瀬教育次長

それでは，教育委員会の平成23年度当初予算案の概要について，お手元にお配りしました，事業説明書を用いて説明させていただきます。まず，1ページめくっていただきまして，総括表というものがございます。教育委員会全体の歳入歳出の総額がここに出ております。この予算額ですが，歳入が58億2,667万8,000円。歳出が266億186万1,000円となっております。ここで，歳出のほうをご覧いただきたいのですが，トータルで97.75%という前年度比となっております。これは，一見しますと減っているのではないかというイメージなのですが，この内訳につきましては，昨年と比較しますと大規模改修等の費用が若干減っているということ。もう一つ大きなことは，耐震化の工事の前倒しといたしますが，12月の補正で来年度に繰り越さ

せていただきながらやっている数字が約35億円になっていまして、これをトータルすると前年度比で約110%という形で、トータル的には来年度使う金が増えているということでイメージいただきたいと思います。大枠ではそういった形の来年度予算の構図になっております。

私の担当しております学校管理、生涯学習関係の事業について説明させていただきます。もう1枚はぐっていただきまして、右上のほうにNo.1と打ってありますけれども、ここをページということで理解してください。はじめに「学校問題解決支援事業」であります。これは学校で生じた解決困難な諸問題に対して、必要に応じて関係機関や弁護士、医師等との専門家を含めた体制により検討会議を開催して、教員の皆さんの負担の軽減を図っていくという事業であります。

次に、「学校図書館支援の推進」であります。学校図書館支援センターにつきましては、現在3か所、北区、南区、西蒲区にあります。それに加えて新たに1か所設置し、学校図書館に勤務する司書の皆さんに対する研修、相談、指導の充実に努めていきたいと考えているところであります。

次に2ページ、「教育ビジョンの適正な推進」であります。これにつきましては22年度から始まりまして、後期実施計画に盛り込まれた施策を着実に実施していくということで取り組んでいく、進行管理の事業でございます。

次の「特別支援教育の充実」であります。これにつきましては、小・中学校の通常学級、あるいは特別支援学級に介助員を配置して、障がいの児童生徒の学校生活の支援をしていくという事業であります。

その下に、「就学援助事業」であります。この事業につきましては、認定基準と支給率の見直しを来年度に向けて図ってきたいということ。それから、それらを踏まえた取り組みということで、今現在予定しております。なお、この見直しの内容につきましては、後ほど担当課長から報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

続きまして、3ページをご覧ください。「特別支援教育就学奨励費」の助成、「奨学金貸付事業」、社会奨学金貸付事業等の貸し付け事業でございます。記載のとおり実施していくこととしておりますが、来年度は新たに高等学校入学予定者を対象とした、入学準備金貸付事業を実施したいと考えております。新たなという形で取り組みを考えております。

次に、4ページをご覧ください。4ページにあります、学校施設関係であります。「指定避難所の指定になっております耐震補強事業、あるいは学校の改築事業等について、23年度に新規に着手する事業としまして、7ページをご覧ください。7ページの下山小学校、沼垂小学校、8ページの笹口小学校、新津第一小学校、9ページの金津小学校と新津第一中学校、そして10ページ岩室中学校の校舎建築等に着手してまいりたいと考えております。まだ、今後の改築に向けては、中学校2校も設計に入っていきたいと考えております。

それから、10ページ中ほどになります。「大規模改造事業」につきましては、2期目の工事に向けて、小・中学校計4校で実施していきたいということであります。

ほかに教育環境の改善ということでは、老朽校舎等の改修を実施していきます。

続きまして、学校保健関係でございます。11ページをご覧ください。「学校医の配置・各種健康診断事業」。

次の「児童生徒の生活習慣病予防対策事業」を引き続き、実施していきたいと思っております。市立学校園の幼児、児童生徒の疾病の早期発見や予防、健康の保持増進に努めていくということであります。

また、学校給食関係ですけれども、12ページの「食に関する指導」の実践事例集の改訂と。あるいは食育ミニフォーラム等を開催するなど、食育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。13ページをご覧ください。これは給食施設の整備事業でございます。亀田給食センターの改築及び巻学校給食センターの移転改築を、引き続き取り組んでまいりたいということで亀田学校給食センターについては、本体の建設工事。巻学校給食センターにあつては、基本実施設計及び造成工事を行う予定としております。

14ページをお開きください。生涯学習関係であります。家庭と地域の教育力の向上ということを前提としまして、「生涯学習調査研究事業」、それから青少年の非行等への対応といたしまして、「該当育成活動」等を実施しております。また、先般の定例会でもお話しさせていただきましたが、次のページにもあります、若者支援事業。これは新規であります。万代市民会館にあります、青年の家を改装しまして、(仮称)若者支援センターを設置し、乳幼児の支援、それから超高齢化への支援は取り組んでいるのですが、その間の支援が少ないことから若者の支援強

化という形で位置づけて、若者支援センターの機能を構築していくという意味で取り組み、若者自立や社会参加の促進を図っていきたくと考えている事業でございます。以上です。

○委員長

ありがとうございました。この件に関しまして、何かご意見、ご質問はございますか。

○田中委員

特別支援教育の充実ということで、介助員に予算を取られていますけれども、これで新潟市の小・中学校の支援を必要とする児童生徒の介護員は、これで全部まかなえるといいますか、充実したものになるのでしょうか。それとも、不足がまだあるのでしょうか。

○貝瀬教育次長

介助員の配置につきましては、一定の基準を設けまして配置しているところでありますが、学校側の要望としましても、基準のない部分も含めて、いろいろ要望が挙がっている事実もございます。ただ、どこまでは必要なレベルなのか。これは支援課の先生方の指導をいただきながら、判断させていただきながら、必ずしも学校の要望どおりに配置がなされるとは限りません。一定の基準と、もう一つはそういった状況の中で判断しながらやっていくという現実がございますので、100%期待におこたえできるようなレベルには達していないと見ています。

○山田委員

今の点ですが、特別支援学級だとか、学校というのは必要な介助員の数というのは、スタート時におおむね分かりますよね。そう変更ないだろうと思います。問題は、通常学級の特別支援員をどのようにするかということなのですが、新潟市は本年度どれくらいですか。というのは、その辺で非常に困っているという話が耳に入るのですが、最近は大変手厚くなってきたと、私は思っているのですが、どれくらい入っているのですか。

○貝瀬教育次長

数ですか。

○鈴木教育長

まず、基準から言うと、この介助員は原則的に特別支援学級です。だから、通常学級については、現場の状況に応じて配置ということですから、極めて例外的な施設だと。学級の性質をお考えいただければ、教育的な考えはそれでいいのだろうと思います。何人は位置したかはちょっと。

○田中委員

そうしますと、足りない分は先生が補っているという形でしょうか。

○鈴木教育長

足りない分は先生が補っているといいますか、まず通常学級ですから、通常学級の介助員が必要かどうかの判断があると思います。

○貝瀬教育次長

通常学級の介助員の配置数については、22年度当初は33の



学校で 38 人を配置しているという状況です。この数字については、基本的に全国の政令市の中で比較しても、圧倒的に新潟市は多いです。これは、新潟市が、そういう意味においては、非常に手厚くやっている一つの事業なのかと思います。

もう一つは、通常学級では少ないのですが、特別学級等については、重点的にやっていますので、恐らくそういった部分の要望は、100%とはいいませんけれども、おおむね特別学級、新学期は重点的にやっています。そういったことで、比較的厚い手当てになっております。

○山田委員

分かりました。一定の基準に従って配置するという。これで十分なのだろうと思うのですが、では基準はどうなっているというところが、現場との絡み合わないところかもしれません。そして、問題が出やすいのは、1学期の後半から出やすいのです。年度当初に付いていないのだけれども、子どもがだんだん分かってくる、子どもが慣れてくるにしたがってうまくいかないというようなことで、また先生はそういうことをやらねばならないものですから、だんだんノイローゼになっていくと。学級を外れるというようなことが多くなってきているかと思うのですが、いずれにしろ、今のお話ですと、政令市の中でも特別支援教育については、一応、詰めているというようですので、ぜひそれをうまく生かしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長

そのほかございますか。

○山田委員

学校図書館支援の推進、そのところで1か所増設予定とおっしゃったのですが、場所を言わなかったのですが、これはどういうことでしょうか。

○貝瀬教育次長

今、検討中なのですが、予定としては中央図書館の中に作りたいということで動いております。

○山田委員

前に何度もお聞かせいただいたかもしれませんが、この設置というのは、全部の区に1か所ずつというお考えなのでしょうか。

○貝瀬教育次長

北区、南区、西蒲区には設置しています。そういう意味では、あと秋葉区、江南区が、今のところ旧新潟市以外の地区ではそうになっていますか。その辺は今後、順次何とかしていきたいと考えています。一方、中央図書館とあの規模とあれだけの陣容ですので、旧新潟市のエリアを含めて言ってもいいのかなと。これは一つの考え方としてあるというような理解です。

○齋藤委員

総括表の歳入のところを見ますと、かなり突出した数字があ

りますが、私が聞き逃していたのかどうか分かりませんが、分らないのでご説明ください。まず、保健給食課 350.84% というのがありますが、当初予算額の前年比、逆に教職員課 10.27% となっています。非常に目立つのですが、何か要素を教えてくださいいただければと思います。

○貝瀬教育次長

例えば、保健給食課ですと、給食センターの設置が建設費として大きく挙がっております。ですから、一般の運営費的な事業の中では、比較的少ないのですが、今回、平成 23 年度は給食センターの建設費が入ったものから、これはどんと上がっているというように理解いただければと思います。

○齋藤委員

先ほど話があった部分ですか。歳入部分で。

○貝瀬教育次長

それに伴う歳入です。

○齋藤委員

そういう意味ですね。それから、教職員課の 10 分の 1 になったという要素は何なのですか。

○大塚教育次長

少人数指導等で非常勤講師配置事業で、国のほうから補助金が 3 分の 1 出たのですが、この補助事業がなくなったということで、当然、それに伴って補助金もないということで 10 分の 1 になったということです。

○鈴木教育長

非常勤職員の人件費補助があったのですが、それがなくなったということで、その事業をやめましたということです。

○山田委員

その配置は、今度は少人数での話題になって、国の予算で、それでもって人を配置しますよということですか。

○大塚教育次長

少人数学級は小学校 1 年生について 35 人になるという方針がでています。これに伴い教員数を 4,000 人増やす予定ですが、そのうちの 2,000 人は生徒数減に伴う教員数です。それから、1,700 人については今まで少人数学級指導の加配があったのですが、それをやめて、少人数学級に定数を回すということで、純増は 300 人なのです。ですから、新潟市も少人数学級の加配の中で、現在結構定数がありますので、なかなかどうなるか。厳しい状況ではあります。

○山田委員

かえって厳しくなるかもしれません。分かりました。

○小嶋委員

1 ページ目をお願いします。学校問題解決支援事業というのは、新規事業でございませうか。

○貝瀬教育次長

いえ、継続です。

○小嶋委員

そうしますと、学校で起こる解決問題というのが、諸問題が幾つか、全体にどのようなものがあったか、お知らせいただけますか。

- 貝瀬教育次長 各学校では、日々いろいろな課題といったものは出ているのですが、どうしても、なかなかうまくいかないケースがまれにあります。例えば、モンスターペアレント的な対応というのは、非常に時間も、回数も多くなるものですから、そういった対応については、ここで私が説明したような関係への相談とか、弁護士さんへの相談とか、いろいろなことをこういった形で取り組みながら、対応しているところです。
- 教育総務課長 平成 22 年度は、全体会議を 1 回だけ開催しております。平成 21 年度から始めた事業なのですけれども、平成 21 年度ですと弁護士相談が 4 件ございました。また、今年の教育相談は 1 回だけです。
- 小嶋委員 どうしても取り組んでもだめだったものを弁護士さんなどに相談しながらやっていくということですね。
- 貝瀬教育次長 そうです。やっていった中で、どうしてもなかなかうまくいかないで困ったという部分を私どものほうで対応するように、教育委員会全体として取り組んでいきたいと思いますという姿勢の表れがこの事業だと思っています。
- 小嶋委員 それというのは、また現場にフィードバックするような形でやっておられるのですか。
- 貝瀬教育次長 基本的には、事件は現場で起こっていますので。
- 小嶋委員 そうなのです。片付けてしまうと、またいろいろな事例を自分たちで習得することができなくなってきます。
- 山田委員 3 ページの学校 I C T 整備事業は、大変多額になっているわけですが、国からの補助というのはどうなっているのですか。
- 学務課長 これは、リース料がほとんどでございまして、国からの補助はないです。
- 山田委員 そうすると、市で全部持ち出してやっているのですね。なかなかやってもらえなかったものが、今見ると全部やってありますからびっくりしていましたが、分かりました。全部市費でというわけですね。
- 委員長 そのほかございますか。これは少し分からないのですけれども、昨年のような 7 月、8 月の温度、夏休み期間は何かしのげるのでしょうかけれども、9 月になったときに 6 月の温度で、生徒たちが熱射病か何かで倒れてもいけないのですが、その辺はどのような予算があるのですか。
- 貝瀬教育次長 正直申し上げて、クーラー付けるとか。そういった具体的な予算は、ここには出ていません。私どもとしましても、そういった対応は、昨年度、先生方にいろいろやっていただきました

し、私どもも注意を促してきました。ただ、それでいいかどうかという部分については、実は来年度に向けて、もう一回検証していこうではないかということで、取り組みを始めています。そういったクーラーとか、補助制度も含めて、昨年度から要望は出してありますが、なかなかお金のかかる話で、現時点においては厳しい状況なのが正直なところです。

○委員長

それでは、大塚教育次長の担当のご説明をお願いします。

○大塚教育次長

続きまして、学校教育・地域連携担当の所管の事業についてご説明申し上げます。右上のNo.16 ページをご覧ください。

教職員関係といたしまして「多忙化解消対策推進事業」では、学校現場にゆとりを生みだし、一人ひとりの教職員が児童、生徒とじっくり向き合えるよう、「多忙化解消検討会議」を開催し、各学校が抱える多忙化の要因を調査、分析するとともに、検討会議で出された多忙解消の具体的方策を、(仮称)多忙化解消行動計画としてまとめ、推進してまいりたいと考えています。

その下の「教職員採用等事業」では、市立幼稚園、小・中学校の教員の採用、管理職の登用に関する選考検査を、引き続き、公平、公正、透明性を徹底して実施していきます。

次に、「教職員の人事管理適正化事業」では、教職員の資質、指導力の向上と学校組織の活性化を図るために、教職員評価制度による管理職評価・教職員評価を実施し、評価者研修の実施などにより、評価制度の定着と推進を図ってまいります。また、教職員の意欲の向上と学校・園全体の教育力の向上を図ることを目的として、優秀な教職員に対する表彰制度を実施してまいります。

一番下の「マイスター養成塾等スキルアップ研修」事業では、地域と市民からの学校・教職員への信頼確保に向けて、双方向型の研修をより推進していくとともに、若手教師道場やマイスター養成塾など、各教職員のライフステージや教育課題に応じた研修講座の質を高め、充実させていくことにより、新潟市全体の教師力の一層の向上を図ってまいります。

17 ページからは、学校教育に関する事業でございますが、新年度も引き続き、基礎学力の向上などに重点的に取り組んでまいります。

17 ページの下から2番目に記載の「学力向上対策事業」では、市内全校で学力実態調査を行い、児童生徒一人ひとりと各学校の学力実態の把握に努めます。また、算数・数学の単元評価問題の配信対象学年を拡大するとともに、長期休業中などに補習

を行う場合も大学生などを指導補助者として活用するなど、基礎的、基本的な知識定着に努めてまいります。

続きまして、18ページをご覧ください。中ほどの「カウンセラー等活用事業」では、スクールカウンセラーの配置校を増やすとともに、引き続きスクールソーシャルワーカーを学校に派遣して、いじめや非行等の問題行動や不登校の解消を図ってまいります。

19ページ中ほど下よりの「発達障がいサポート事業」は新規事業でございますが、小学校低学年を中心に、発達障がいなどによって授業が成立しないという事例が見受けられますことから、大学教授や医師などの専門家を学校に派遣し、指導、支援体制の研究を行います。また、幼稚園・保育園向けの研修会を実施し、発達障がい等の早期発見、小学校入学後の問題軽減を図ります。

20ページをご覧ください。次に地域連携でございますが、「地域と学校パートナーシップ事業」では、学・社・民の融合による教育を推進するため、平成19年度から地域教育コーディネーターを学校に配置し、地域社会全体で子育てや教育活動を支え担うことができるよう、地域や社会教育施設などの関係機関と連携して、教育力の醸成や体制づくりに取り組んでおります。23年度は地域教育コーディネーターを新たに34校に配置し、139校で実施したいと考えています。

また、放課後や土曜日の午前中などに、子どもたちが安全に安心して活動できる場所として学校を開放し、地域の人材を活用しながら異年齢交流等を図る「ふれあいスクール事業」を新たに4校を拡充し、51校で実施いたします。

なお、主要事業に記載しておりませんが、今年度実施いたしました事業仕分けに対する取り組みとして、学校開放事業における実費徴収を、新年度から開始することとしております。

学校教育・地域連携関係の事業につきましては、以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。それでは、この件につきまして、何かご意見、ご質問等があればお願いします。

○山田委員

中身が少し分からないのですが、17ページの「中学校非行防止サポート体制の充実」というのは70万円なのです。やっていることは、大変大事なことをやっているみたいなのですが、70万円でやっているのでしょうか。中身を教えてくださいませんか。

○大塚教育次長

内容としまして、本部スーパーサポートチームと右側に書いて

てありますけれども、これはS S Tといい、今、教育委員会の中にそういう本部がございます。各中学校に非行防止を中心的に働くサポートチームがあるわけです。それとの連携をしながら、子どもの非行・暴力行為根絶しようという事業であります。基本的に70万円の費用は多分人件費。

○鈴木教育長

多分人件費ではないでしょ。S S Tの人件費、この70万円の中身は何ですか。

○学校支援課長

70万円というのは、今、次長の説明の、いわゆるS S Tとか、そういう人件費はうちの課ではないので、この予算は関係ありません。70万円はサポートチームが集まったり、中学校区のS Tが集まったりするときの旅費とか、そういった事務的な経費だけをここで計上しています。

○山田委員

次も中身が不明なのですが、18ページの「子どもの農業交流プロジェクト事業」は、270万円ということですが、どういう内容なのでしょう。

○大塚教育次長

これは農業体験交流など、宿泊を伴った体験学習を推進するわけですが、そこに行く場合の交通費、バス代を補助しようというものであります。県立青少年研修センターとか、胎内の少年自然の家といったところに行くときのバス代を一部補助するというものです。

○山田委員

農業交流プロジェクト事業となっているのです。何かそういう内容になるのでしょうか。

○学校支援課長

各小学校5、6年生で、自然体験学習というのは、例えば中条の少年自然の家へ行ったり、いろいろやっています。これは従来からやっていることなのですが、今、文部科学省と農林水産省と総務省の連携で、いわゆる子どもに農業体験をさせるということが始まっています。これは、市役所で言えば、食と花の推進課と一緒に新潟市内の農業関係、例えば西蒲へ行って搾乳体験をしたり、そういうことを市内の学校から何校か募集してやっているというものです。

○山田委員

自然体験。

○学校支援課長

自然体験学習の中の一つで、農業体験を中心にやってもらっているという事業です。

○山田委員

そうすると、自然体験学習に対する補助というのは、例えばバス代を別に出すということもあるわけですね。

○学校支援課長

そうですね。ただ、一つの学校で農業体験もさせたいと思ってもそういうわけにはいかないんで、一つの学校でどちらかの見学。ほとんど自然体験でやっています。市内では、なかなか

そういう宿泊とかが難しいですので、これから食と花の推進課と連携して増やしていく方向にはあります。

○齋藤委員

ということは、「子どもの農業交流プロジェクト事業」というのは、それ以外のことを言っているのですか。今、ご説明のあった、各学校から希望があったというのは、それ以外の予算ということですか。

○学校支援課長

市内はほとんどの学校が自然体験ということをやっているのですけれども、その中の一部の学校に農業交流というのを今、進められてきていますので、やってもらっていますので、例えば豊照小学校は農業交流プロジェクトで西蒲のほうへ行って、そういう体験をする。新潟小学校は、例えば中条の少年自然の家で海とか、山とか、そういう体験をするということで、希望する学校にはそういう活動はしてもらっております。

○委員長

交通費の補助費。

○大塚教育次長

交通費のバス代も出しています。

○委員長

それは交通費の補助と。プログラムの中身の先生何とかというのではなくて、単純に交通費なのですね。

○鈴木教育長

全体の中から主要なところといいますか、目玉を引っこ抜いていますので、その部分だけ今、ご説明しているということですから。

○田中委員

「発達障がいサポート事業」が新規事業であるのですが、こちらの幼稚園・保育園向け研修の実施と書いてありますけれども、私立保育園・幼稚園も含まれているわけですよね。これは、今年度から初めて研修というものがあると思うのですけれども、私立幼稚園・保育園のほうの理解といいますか、協力体制といいますか、そういうものがどうなのでしょう。研修というものはどのくらいの回数、行われる予定なのでしょう。

○大塚教育次長

理解といとなかなか把握できないと思うのですけれども、そういう保育園、あるいは幼稚園の段階から、かなり発達障がいの対応が必要になっていくという話をよく聞いております。特に、こういう発達障がいというのは、早期に対応することが非常に大事ですので、まず早期に対応することによって、小学校1年生、入る前の保育園・幼稚園の先生にも研修していただくという趣旨のものでございます。残念ながら回数は1回、今年初めてですので1回ということで予定しています。できるだけ多くの方から参加できるような形の周知はしていきたいと思っております。

○齋藤委員

16 ページの一番上です。「多忙化解消対策推進事業」に予算が

付いているのか今年度からですか。そうではないですね。新規ではないですね。

○大塚教育次長

これは継続です。

○齋藤委員

どのくらい、毎年同じくらいの予算ですか。

○大塚教育次長

これは、同じくらいだと思います。

○教職員課長

ほぼ同じくらいです。そこに計上してあります15万8,000円、約16万円ということです。

○齋藤委員

具体的にはどういうところに予算を、多い少ないの問題ではなくて、1年間で15万円。

○大塚教育次長

多忙化解消検討会議というのは、年4回開催しているのです。これは会議には当然教育委員会の中でも各課から出てもらいますけれども、外部の方から、例えば校長会、あるいは教頭会、あるいはいろいろな職種の代表の団体、養護教諭とか、事務職員、あるいは職員団体からの意見を聞いています。外部から来ていただく方の職員の旅費が中心かと思います。

○委員長

よろしいでしょうか。

○小嶋委員

「セーフティ・スタッフ事業」のところのスクールガードリーダーというものを今までずっと配置しておりましたか。

○大塚教育次長

セーフティ・スタッフにはながらパトロールをやっていたいて、当市は3,200人くらいお願いしているわけですが、非常にアマチュアといいますか、普段こういったことをやっていない方ですので、警察署管内で8人、それぞれ警察官のOB1名を、スクールガードリーダーということで配置しております。スクールガードリーダーから専門的な公安講習会を開いていただきながら、ノウハウといいますか、そういったことを研修会として開いていただくというものです。

○委員長

そのほかございますか。では、私から、No.19の「幼・小・中連携事業」は何をするのですか。

○大塚教育次長

これは、特に小・中が中心になるわけですが、やはり中1ギャップと言われることもありまして、特に小・中の連携というのは非常に大事になっています。そのことで、各地区、中学校区単位として、年間、小・中連携の会議を開くのです。その場合の事務費だけです。

○委員長

5万円で足りるのですか。

○大塚教育次長

会議を開いて、その間、いろいろな情報交換をするということですので、一応5万円でやっています。

○鈴木教育長

事業名を掲載するのが目的でございますから、こういうことをやっていますよということです。



○小嶋委員	18 ページのカウンセラーのところなのですが、スクールカウンセラーもソーシャルワーカーも、いじめカウンセラーもこの中に給与とありますか、日当が入っているのでしょうか。
○大塚教育次長	そうです。
○小嶋委員	料金とありますか、お給料は皆さん同じですか。
○大塚教育次長	臨床心理士等の資格をもっている場合はなどは1時間 5200円ですし、ある程度、養護教諭等を経験された方となりますと、1時間 2600円です。当然キャリアによって変わってきます。
○小嶋委員	そこはお給料なのですね。
○大塚教育次長	そうです。
○委員長	そのほか、よろしいですか。それでは、大塚教育次長ありがとうございました。
	続きまして、八木教育次長お願いします。
○八木教育次長	私のほうから、生涯学習センター、公民館、図書館の関連でご説明申し上げます。21 ページから最後まででございます。最初に、生涯学習センター、公民館関係でございます。
	「にいがた市民大学開設事業」については、継続して合計7講座開設予定でございます。また、その下の「家庭教育振興事業」につきましても、「早寝早起き朝ごはん運動」を継続してやっております。内容としては、朝ごはんの料理講習会などがございます。また、子育て学習の出前講座、学校に出向いて家庭教育授業を行うといったものも引き続きやっております。
	その下の「学習情報の収集・提供・相談事業」、あるいは「生涯学習ボランティア育成支援事業」も継続して実施してまいります。
	次のNo.22 でございます。一番上の「地域コミュニティ活動活性化支援事業」でございますけれども、これは公民館が地域コミュニティ協議会や区の社会福祉協議会など、地域団体と連携して、地域課題解決のために、さまざまな事業を行っております。それとあわせて、地域活動を担う人材の発掘や育成を実施してまいります。ここに事業の概要だけ書いてございますが、こういったコミュニティ協議会等とタイアップする事業のほかに、あわせて地域課題に取り組むリーダーの発掘、育成として、コミュニティコーディネーター、日本語で言いますと地域活動推進員のようなものを育成講座として、複数区のモデルでやってまいりたいと考えております。
	その下の公民館関係の「家庭教育振興事業」、それから「地域学振興事業」、「青少年の居場所づくり」については、継続して

行ってまいります。

その次の最後のページになりますが、No.23、図書館の所管部分でございます。一番上の「読書普及事業」につきましては、中央図書館はじめ、各地区館において、引き続き幅広い資料を収集し、対面朗読ボランティア養成講座など、各種講座、行事を開催するほか、新たに新年度、西堀ローサの中に（仮称）ほんぼーとまちなかサテライトを開設して、まちなかの賑わいの創出に寄与すると同時に、図書館のPRを積極的に行ってまいりたいと考えております。また、障がい等により来館が困難な市民に対して、本などの宅配サービスを引き続き実施してまいります。

それから、「ビジネス情報提供事業」につきましては、引き続き関連書籍、あるいは電子資料を提供し、あわせてセミナーや起業・経営相談会をやってまいります。

それから、「子どもの読書環境の整備」でございますが、新たにブックスタート事業を開始いたします。これについては、保健所が実施している1歳の誕生歯科健診の会場において行ってまいります。そのほか、子ども、親子を対象にした講演会や映写会などを開催してまいります。あわせて、ブックスタートのボランティア、あるいは一般の読み聞かせのボランティアなどを養成する経費もここに含まれております。

その下の「図書館サービス向上事業」でございますが、図書館間のネットワークを通じて、市民サービスの向上を図るということで、各館をオンライン化すると同時に配本車を巡回させます。この中で、新しい部分としては、平成23年度、新年度に開館する、先ほど少しご説明申し上げました、（仮称）巻図書館、（仮称）東区プラザ図書室、これは東区の新たな区役所庁舎を予定しております、イトーヨーカドーのところでございますが、いわゆる生涯学習的な施設といえますか、文化集会施設を2階、3階に設置いたしますが、その3階の一角に図書室を設置すると計画しております。これについても、オンライン化を図ります。

それから、アルザにいがた男女共同参画推進センターでございますが、ここの情報図書室を新たにオンライン化いたします。これによって全体の図書館サービスの向上を図っていききたいと考えております。

一番下の「生涯学習施設整備事業」につきましては、合併建設計画により、新たに新津図書館の改築事業に着手いたします。

23年度につきましては、設計業務が中心になります。あわせて、先ほどの東区プラザの図書室の開室のための資料購入も、ここで行ってまいります。私の所管の説明は以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。では、この件の説明に関して、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○山田委員

コミュニティコーディネーター地域活動推進員というのは、実際に現在、相当いるわけですか。

○八木教育次長

こういう名称で、例えば委嘱をしているとか、そういったことではございません。今後、コミュニティ活動、以前、市長さんがよく言っておりました、地域の達人といいますか、さまざまな地域ごとの課題があるわけですけれども、その地域課題を把握して解決に向けて、関係する団体、個人をネットワーク化していくとか、あるいはさまざまな活動の中心になるようなリーダー育成をやっていこうということでございます。育成講座をやっていこうと考えております。

○山田委員

前に公民館などで、それぞれの公民館でそういう育成講座みたいなものを持っておりましたよね。なかったですか。

○八木教育次長

一部の公民館ではリーダー育成ということで、以前ですと公民館では団体のリーダー、例えば公民館を使われるグループやサークルのリーダー育成というようなことはよくやっておりました。最近では、一部の公民館では、例えばコミュニティカレッジですとか、そういった名称で、やはりコミュニティ協議会とタイアップして、こういったリーダー育成といいますか、コーディネーター育成事業をやってきた経緯は一部ございますけれども、きちんとそれを位置づけてやっていこうということでございます。

○山田委員

分かりました。何か公民館の活動がありましたよね。それから、今回、熟議だか何かあったのもそうですか。地域コーディネーターのような人たちを育てていくのだということで、公民館ががんばっておられるみたいなのですが、もうすでに何人かが出ているのかと思っていたのですが、そういう体系的なものは、今まではなかったと。

○八木教育次長

特に体系的にやってきたということではございませんけれども、人材育成が講座をやったら、即人材育成につながるということではないと思っていますので、一つはさまざまな、特にコミュニティ協議会ですとか、社会福祉協議会などとタイアップしながら、特に最近ではまんべんなく地域課題というように言われております。例えば、超高齢社会、あるいは少子社会に対

応した、そういったお助けマン的なリーダーを発掘、養成して  
いきたいなど。公民館としても福祉サイドとタイアップしながら、  
そういったことを考えております。

○小嶋委員

生涯学習センターのほうで、非常に家庭教育に力を入れてく  
ださっているということがよく分かるのです。家庭教育の振興  
事業で、朝ごはんの料理講習会とか、子育て出前講座とか、父  
親学級の実施ということは今までやって来られているのですけ  
れども、それに対する反響はいかがでしょうか。

○八木教育次長

早寝早起き朝ごはんは、特にコミュニティ協議会ですとか、  
地域と連携し、あるいは学校と連携して取り組むというところ  
がみそでございまして、私どもとしては、何か所くらいになる  
でしょうか、年間、かなりの数、学校さんなどに参加していただ  
いて、タイアップしてやってきております。評判としては非常  
にいいかなと思っております。早寝早起き朝ごはんも、これ  
で4年目か5年目くらいになると思いますので、大体定着をし  
てきたのかなと思っております。

子育て出前講座につきましては、どちらかといえば、あまり  
公民館の家庭教育学級に来ないような親御さんに、ある意味で  
は強制的にこちらから学校に出向いて、就学時健診といったと  
ころに出向いて、専門の大学の先生ですとか、教員OBを派遣  
して、そこで家庭教育学級を一コマやってもらおうと。これにつ  
いては、特にアンケートは取っておりませんが、全員に  
受講していただくということで、家庭教育が大事だよというこ  
とを学んでもらう場にさせていただいているということござ  
います。全体として、公民館の家庭教育学級も含めまして、か  
なり本数をやっております。ただ、特に乳児期、例えば1歳未  
満児くらいになるでしょうか。乳児期、幼児期あたりのものは  
人気があって、定員オーバーしてしまっ、対応しきれない部  
分もございます。

○小嶋委員

ありがとうございます。そのところが聞きたかったのです。  
実を言うと、就学前の子どもたちがなかなかお母さんが、問題  
のある方が出てきていないということを見つけていただいて、  
全体的に講習会をしていただくという機会が与えられていると  
いうことが、きっかけになるので、非常にいい働きをしてくだ  
さったなと思います。

○委員長

そのほかございますか。

それでは、全体でこの予算は、結局タイムスケジュール的に  
ここで承認を得まないと、2月の定例会に議案として提出する

ことができない。ということは、一発でこれをやらなければいけないということは、結構つらいものがありまして、やはり最も重要な部分でありますし、できれば今後、予算関係に関しては、まず各課、係で一生懸命検討されて、出ているのは十分に私も理解しているのですけれども、ここできさつと出されるというのは、やはり教育委員会が追認機関ととらえてもしょうがないと思うのです。だから、過去に教育委員会の定例会の中で、協議会がほとんどなされていないのです。ほとんど付議事件、報告事項で終わっていますので、今日はせっかく非公開ですから、ぜひ新規の事業だとか、ある程度ラフでも結構でございますので、予算に関しては、少なくとも2月の議会定例で承認を得る2か月くらい前に、ラフな形でもって、一度、我々にお示ししていただきたいと思います。

その事業の内容の中では、それぞれの委員の皆さんが持っている情報もありますし、特に最後の八木次長のご説明のビジネス情報提供事業は、新潟IPC財団と連携してやっているはずですし、この辺はなかなかじくじたるものがあるとは思っています。ご報告を受けていますし、せっかくいいことをやっているのだけれども、それになかなか参加する人間が少ないといったところもありますから、その辺のところはもう一回、再構築する必要があるかと思ったり、そのあたりは、ただ単に教育委員会だけではなくて、そのほかの関連部署との連携、あるいはそれに関する情報交換などは必要になろうかと思ったり、どうしてもその辺の微調整みたいなものも必要でしょうし、そういう観点からいっても、ぜひとも今後、予算関係に関しては、補正予算は事前に分かってしまうのでいいですけども、予算関係に関してはせめて3か月前に我々にお示しいただきたいということ、これは最終的にまとめるのは総務課でしょうか。総務課のほうに、ぜひそのあたりのことも、以前にも議会承認を得なくてはならないということで、急遽出された議案もございます。それに関しましては、教育委員会として否決をした経緯もありますし、それぞれの関連の課にお願いしたいのですけれども、いわゆるそういったものに関しては、協議会を経て、それから付議事件に上げていくというパターンを、ぜひ教育委員会で取るべきだと思いますので、ぜひともご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、一応、平成23年の一般会計予算に関しましては、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○学務課長

それでは、引き続きまして、新潟市入学準備金貸付条例の制定について、学務課、お願いします。

それでは、27 ページをお願いいたします。議案第 26 号の(3)でございます。

新年度からの予定で検討してまいりました、高校の入学準備金貸付制度の条例案について説明させていただきます。この制度は、現時あります、高校の市奨学金の貸付者にアンケートを実施しまして、新たな支援策として要望があったものでございます。昨年 12 月 15 日から 1 月 13 日までパブリックコメントを行いまして、その上で条例案を作成いたしました。パブリックコメントにつきましては、後ほど説明させていただきます。

27 ページの 1, 目的でございますが、経済的理由により修学が困難な者の保護者等に入学準備金を貸し付けることで、教育の機会均等と有能な人材の育成を図ろうとするものでございます。

2, 貸付資格ですが、高校に入学許可された者の保護者等で、入学準備金の負担が困難な市民であることが条件でございます。経済条件としては、施行規則で決めようと思っておりますけれども、市の奨学金と同じ、市として家庭を支える 1 人の所得が、新潟県が定めている奨学生の所得基準に該当するというところで考えております。具体的には、一つの目安としまして、例えば母子家庭等、2 人の世帯ですと年収で 646 万円以下の方が該当するような形になります。

3, 貸付額などでございますけれども、無利子で国公立は 15 万円、私立は 15 万か 30 万円の選択といたします。申請後、希望校を変更する場合や結果として私立になる場合などがございますので、公立高校と私立高校の同時申請や、30 万円のほうを一応申請しておいてもらって、貸付額の減額等もできるような形で、規則等を作っていきたいと考えています。

28 ページにまいりまして、23 年度の予算でございますが、国公立 15 人、私立 15 人の計 30 人分を確保した次第でございます。連帯保証人は 1 人、返還は在学中の 5 回でございますので、下の残高推移のグラフがございまして、見込みとして 3 年目の平成 25 年度からは、2,025 万円で推移すると考えております。

次に、29 ページのパブリックコメントの結果について、ご説明申し上げます。意見提出はメールによる 1 人 3 件でございました。下の表のとおりでございまして、一つ目は大学も対象にしてはというご意見でございます。今回は、高校進学時のセー

フティネットとして、策定することを考えておりましたので、それを述べ、パブリックコメントで公表しました素案について、修正はなしとしたいと考えております。

二つ目は、返還を卒業後にというご意見でございますが、これは保護者等への貸付であることを述べまして、修正なしとしたいと思います。

三つ目は、市の奨学金では、大学と大学院で奨学金を貸し付けた方が、市内に就業して納税した場合に、返還免除を受けられる得点がございます。これを準備金にも適用してはというご意見でございます。入学準備金は学生本人ではなく、保護者等に貸し付けるということで、これを説明しまして修正なしにしたいと考えております。パブリックコメントの結果につきましては、議案提出が2月17日の予定でございますので、その後に公表することになっております。ホームページに掲載するほか、市政情報室や区役所の地域課、教育事務所で閲覧できるようにしたいと考えております。

30 ページから 34 ページまでは条例の要綱と条例案でございます。入学準備金制度の条例案に付いての説明を終わらせていただきます。

○委員長

ありがとうございます。この件に関しまして、ご意見、ご質問等をお願いします。よろしいですか。

続きまして、(4)、(5)、新潟市教職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正について並びに新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正につきまして、(4)、(5)は、いずれも教職員課の所管のため一括説明、審議したいと思います。よろしくをお願いします。

○教職員課長

それでは、(4)新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正について及び(5)新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてご説明いたします。議案書35ページをお開きください。

はじめに(4)新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正についてでございます。このたびの改正は、高志高校の機械科及び電気科が今年度いっぱい閉科廃止されることに伴いまして、これらの科で実習に従事していました、教育職員に支給される産業教育手当が不要となります。そこで、産業教育手当の支給を定めた条例第15条の削除及びこの第15条を引用している関連するその他の条例の改正をあわせて行うものです。改正条例の施行日は、平成24年4月1日でございます。

なお、議案書の 36 ページ、37 ページが改正案文、38 ページから 43 ページが新旧対照表となりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、議案書 44 ページをご覧ください。(5) 新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について、ご説明いたします。このたびの改正は、市立高等学校に勤務する教員に支給する特殊勤務手当のうち、部活動指導を土日などの週休日に行った場合に支給される、教員特殊業務手当の支給要件を県の教育職員の給与改定に準じまして拡大するものであります。具体的には、資料の表をご覧ください。

これまでは、3 時間 30 分以上部活動指導を行われなければ、手当支給の対象となっていませんでした。改正後は 2 時間以上部活動指導に従事すれば支給対象となります。これらについては、昨年、新潟県のほうで行いました実態調査の結果、2 時間から 4 時間未満の従事実態も相当数確認されたことから、メリハリのある給与体系の構築を図るという趣旨のもとで、改正に至ったものであります。改正条例の施行日は、平成 23 年 4 月 1 日です。なお、議案書の 45 ページが改正案文、46 ページが新旧対照表となります。こちらをご確認いただきたいと思います。説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。この件に関しまして、よろしいでしょうか。時給 600 円ですね。超過勤務手当とか、そういうものには法律には抵触しないのですか。

○教職員課長

賃金ではなく手当です。

○委員長

では、残業手当ということなのですね。

○教職員課長

これについて、教員の場合は行政職という時間外勤務手当に相当する教職調整額というものが給料の 4 % あります。それが支給されているために、教職調整額の手当の代わりとも言えなくもないのですが、土日出勤してもしなくても、教職調整額というのは同じものですから、勤務した人は損をすると言えるところもございます。生徒のために部活動でがんばって取り組んだという職員が報われますよう、支給範囲を拡大する必要があったと聞いております。

○齋藤委員

大体、いつごろからこういう特殊勤務手当が支給されているのですか。大まかでいいですけども。

○鈴木教育長

相当古いでしょうね。

○教職員課長

確認します。

○齋藤委員

相当古いのですか。



○教職員課長	相当古いですね。
○齋藤委員	大体全国一律ですか。部活とか、休日とか、学校の行事とは違うのですか。
○鈴木教育長	全国的には、こういう特殊勤務手当的なものは行政改革で廃止の方向ですので、ですから新設するというのはこの部分だけ。特に、部活動での先生の負担だということで、2時間でお示したものです。
○齋藤委員	全国的にやめる方向なのですか。
○鈴木教育長	いえ、全国的には特殊勤務手当一般までは、普通の行政職もみんな特殊勤務手当というのは大体縮減の方向です。そういう中で、2時間が新設されるわけですから、先生の活動実態を見て1,200円にしております。
○教職員課長	いつからかということはありませんが、少なくとも市立高校が誕生したときにはすでにありますので、したがって、特殊勤務手当そのものが、著しく危険、不健康な勤務、著しく特殊な勤務、給与上、特別な考慮を必要とするものに従事している職員に支給されている手当となっておりますので、給与の一部だという受け止めでよろしいかと考えております。
○齋藤委員	例えば部活で全国大会がありますよね。新潟市の代表で行くとか、小学校の代表で行くと。こういうときも、休日や祝日に当たった場合、そのようになるのですか。
○教職員課長	実は、特殊勤務手当の中には、泊を伴う、または週休日に行う対外運動競技等の引率指導業務みたいなものは入っていません。
○委員長	それとは別に、きちんと休日給も出ているのですよね。
○教職員課長	それは、休日給はありませんが、泊を伴う引率業務については、例えば1日7.5時間で三千幾らとかあります。
○委員長	分かりました。そのほか、よろしいですか。ありがとうございました。 続きまして、新潟市立図書館条例の一部改正について、中央図書館お願いします。
○中央図書館企画管理課長	中央図書館企画管理課でございます。それでは、議案第26号(6)新潟市立図書館条例の一部改正について、ご説明させていただきます。議案書の47ページから49ページでございますが、48ページに改正案文、49ページに新旧対照表が載っております。これは合併建設計画によりまして、現在、工事中の巻図書館が来年度開館することに伴いまして、新潟市立図書館として位置づけるため「新潟市立図書館条例」に巻図書館の名称

と位置を追加するものでございます。簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長

この件に関しまして、ご意見はありませんか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、先日ご案内いたしました、新潟市文化財センター条例の制定につきまして、歴史文化課、お願いします。

○埋蔵文化財センター所長

50 ページをお願いいたします。新潟市文化財センター条例の制定について、ご説明をいたします。なお、このセンターの概要につきましては、11月の定例会でお話をしているところでございますし、2月4日に実際に現場をご覧になっているということで、その辺、一部説明が重複するところもあろうかと思いますが、ご容赦をいただきたいと思っております。

まず、条例制定の理由でございます。一つ目の丸、平成22年度中に新センターの建設工事が完了いたしまして、平成23年の7月末に開館予定であると。すでに、1月末に建物の工事完了検査のほうは終了しております。

二つ目の丸でございますが、埋蔵文化財の調査・研究・保存・活用を図る拠点施設という位置づけでございます。同時に、黒崎常民文化史料館として活用してきた旧武田住宅の公開や市内の一部有形民俗文化財の保存活用を行いまして、市民の埋蔵文化財等に対する認識を深め、市民文化の向上に資するための管理上必要な事項を定めるというものでございます。

三つ目でございますが、現行どおり「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」と、それを根拠にした教育機関であるということでございます。

次に、管理についてでございますが、現行どおり、市直営での施設管理とすると。

次に、条例骨子でございますが、具体的には次のページでご説明いたしますが、なお新規条例制定と同時に、今あります「新潟市埋蔵文化財センター条例」、それから「新潟市黒崎常民文化史料館条例」については廃止するというところでございます。

次にスケジュールでございますが、平成23年の2月議会に上程させていただきまして、供用開始が7月末ということでございます。これまでの経緯につきましては、この事業自体が合併建設計画の事業でございまして、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

それから、51 ページをお願いいたします。条例の骨子でございます。まず、1の趣旨でございますが、一つ目の丸で、埋蔵

文化財と有形民俗文化財の保存活用を図りまして、市民の文化財への関心と理解を深め、もって市民文化の向上に資するため、施設の公開、あるいは管理に関して必要な事項を定めるものがございます。

また、二つ目として、センターの管理上支障があると認められる行為を制限するというものでございました。

次に、規定事項でございますが、(1)といたしまして休館日でございますが、月曜日を休館日といたしまして、土日を開館すると。それから、休日の翌日、12月28日から翌年の1月3日、いわゆる年末年始が休館となります。

それから、開館時間につきましては、午前9時から午後5時までということでございます。

さらに(3)の使用料でございますが、入館料自体は無料ということで、一部施設については使用料を徴収するというもので、一部施設につきましては、下に記載がございますけれども、具体的には体験広場と旧武田家住宅の下の三つの部屋ということになります。使用料でございますが、体験広場につきましては、1日1平方メートル当たり10円、それから旧武田家につきましては、それぞれ記載の部屋について、午前午後で記載の使用料ということでございます。

それから、(4)の施設の利用制限ということでございますが、公の秩序または善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき、あるいは施設、設備、または考古資料を損傷、または汚損するおそれがあると認められるときという形で、許可をしない場合の制限が加えられています。

それから(5)の行為の制限でございますが、一つは施設、設備、考古資料、有形民俗文化財を損傷、汚損、亡失というものを制限しています。植物を採取し、または損傷する。それから、指定された場所以外での火気を使用する。広告等を掲載し、または配布する。物品の販売その他これに類する行為をする。さらに指定された以外の場所での飲食をする。他人に迷惑をかける行為をすることなどということで、これも一般的な公共施設などと同様でございます。

次に(6)の損害賠償でございますが、センターの施設、設備、考古資料または有形民俗文化財を損傷、汚損、亡失した場合は、その損害を賠償しなければならないという規定を盛り込んでおります。施行につきましては、公布の日から6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するということ

	で、7月末の会館を予定した施行規定ということでございます。また、52 ページから 59 ページに条例案の制定文について記載しております。説明は省略させていただきます。
○委員長	ありがとうございました。この件に関して、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。
○小嶋委員	体験広場の1日1平方メートル当たり10円というのはどういうことですか。
○埋蔵文化財センター 一所长	実は、この広場の利用料金については、体験広場については、例えばみなとびあの屋外芝生広場がありますけれども、そこやあるいは一般の都市公園条例に定められている都市公園。これは催し物でお貸しするときに、それと同様の規定でございまして、いずれも1日1平米10円という形になっております。それと同様にさせていただきました。
○田中委員	今の話ですけれども、こういう広場を利用して、例えば地域とか、あるいは個人でなくても催し物はできるわけですか。
○埋蔵文化財センター 一所长	そうですね。一応、私どもも、場所的に少し中心部から離れておりまして、なかなかそこへ皆さんが集まって何かをやろうとするということは、少し厳しい部分もありますけれども、地域のかたがたがそこで祭りをするとか、いろいろな集会をするということは想定しておりますので、そういう行事等に使っていただければと思っています。
○委員長	それが1日1平方メートル当たり10円と。あれは全部使うと幾らになるのですか。
○埋蔵文化財センター 一所长	実際に、体験広場自体は、前の図面をご覧くださいと、ちょうど真ん中にございまして、利用できる部分というのが、体験広場自体は、かなり広い面積なのですが、800平米から1,000平米くらいが最高で利用できる。
○委員長	これを全部借りてしまうと、1日1万円くらいですね。
○埋蔵文化財センター 一所长	事前に計画書を出していただきまして、どこをどのようにどの程度借りるかということで、使用料を定めさせていただくということになります。
○小嶋委員	ありがとうございました。
○委員長	よろしいでしょうか。ありがとうございました。 それでは、新潟市豊栄博物館条例の一部改正につきまして、北区役所地域課、お願いいたします。
○北区地域課長	北区地域課長の古俣でございます。新潟市豊栄博物館条例の一部改正につきまして、説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の60ページをご覧ください。

豊栄博物館は、政令市移行までは、豊栄の歴史と文化をテーマといたしまして、活動を行ってまいりました。現在は北区全体の博物館ということで、北区の歴史と文化をテーマに活動を行っているところでございます。区民の一体感のさらなる醸成と北区全体の歴史文化活動や交流のための施設という位置づけを明確にするために、今回、名称を「北区郷土博物館」ということで、改正を行いたいというものでございます。

この名称改正につきましては、すでに政令市移行前の平成18年度、当時の豊栄地区地域協議会におきまして、区政後の豊栄博物館のあり方について、意見聴取を行った際に、地域協議会からは館の名称を北区郷土博物館に改名していただきたいという提言をいただいております。当時は、新しい博物館の活動が、実際にどのようなものかということが、まだはっきりしておりませんでしたので、しばらく様子を見るということから、名称の改正は行いませんでした。その後、平成19年、区になってから昨年度まで、特色ある区づくり事業として、地域再発見事業を博物館が事務局となって、区民の皆様と協働でずっと取り組んでいただいております。この事業の中で、お宝発見ツアーでありますとか、講演会、お宝説明板の設置、あるいはマップ、ガイドブック、DVDを作製するなどして、旧新潟市の松浜、濁川、南浜といった、いわゆる北地区も含めまして、北区全体としての活動を行っているところでございます。これらの活動を通しまして、博物館の存在自体が豊栄地区だけではなくて、北地区の皆様にも浸透してきており、そして、その位置付けが北区の博物館という実態に変わってきているという状況でありますので、今回、名称改正を行うべきだと判断したところでございます。

このたびの2月議会に条例改正の議案を提出して、平成23年4月1日より、名称を新潟市北区郷土博物館として、区の一体感の醸成のため、引き続き活動していきたいと考えているところでございます。あわせて、関連した規則などにつきましても、改正をすることにしております。

なお、61ページは、条例の改正文となっておりますし、1枚めくっていただいて、62ページは新旧対照表ということになっております。

また、本日はお手元に博物館のパンフレットと、年に1回発行しております博物館だよりも配付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。以上で、説明は終

わかります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。この件に関しまして、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。旧豊栄地区の皆さんの抵抗は全く示さなかったのですか。

○北区地域課長

そうですね。ここに書いてあります、豊栄地区の地域協議会というのは、当時はまだ区になる前の審議会で、旧豊栄だけの審議会だったわけです。そのときから、区になるのであれば、北区郷土博物館へということによっていただいておりますので、その点は大丈夫だと思います。

○委員長

極めて珍しいのではないですか。

○北区地域課長

旧市町村の名前が付いていた建物が区の名前になるということは、恐らく初めてだと思います。

○委員長

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、(1)から(8)、議案第26号平成23年2月議会定例会の議案につきまして、これを2月議会定例会に上程してよろしいですか。ご承認をいただいたということで、上程をお願いします。

#### 第4 報 告

○委員長

それでは、報告事項に映らせていただきます。報告事項は、就学援助制度の見直しにつきまして、学務課長、お願いいたします。

○学務課長

お願いいたします。新年度の就学援助事業につきまして、見直し案を説明させていただきたいと思います。64ページをご覧ください。まず、1、事業の経緯でございますが、この事業は、就学困難な児童生徒の保護者に対しまして、資金援助をするものでございます。生活保護の対象となっております要保護と、それに準ずる世帯ということで、準要保護という二つに分かれておりまして、ともに国の補助制度でございましたが、平成17年度から準要保護につきましては、国の補助金がなくなり、市の単独事業となっております。平成17年の市町村合併によりまして、準要保護の認定基準を旧新潟市に揃えることになりました。これにより、事業費が急増すると見込まれたことから、17年当時、平成23年度で約15億2,000万円を見込まれたということで見直しを行いまして、18年度から、比較的所得の高い世帯の支給率を段階的に引き下げてまいりました。現行制度は2のとおりで、その世帯の構成で生活保護を受けるとしたときの額をもとに、所得の1.4倍までの世帯を対象として、階層によって支給率を定めております。支給内容は、(3)のとおりでございます。

ます。要保護の認定者には修学旅行費を、準要保護の認定者にはこの表の項目を支給しております。

準要保護の認定者数と事業費の状況は、65 ページの下のグラフでご説明申し上げます。折れ線グラフが認定者数の推移でございまして、棒グラフが事業費の推移でございます。まず、折れ線グラフの認定者数でございますが、平成 19 年度までは、旧新潟市に合併した地域で制度の周知が進んだことから、1.4 倍へと認定範囲が拡大したことによりまして、増加数は毎年 1,000 人以上の幅でございました。平成 20 年、平成 21 年度は、年に約 580 人ずつという増加で、合併の影響はここで落ち着いたものと考えておりましたが、平成 22 年度は再び 1,175 人増加する見込みでございます。これは、私生活保護で学習支援費が新設されたことや、母子加算が復活したという生活保護の制度変更が 1.4 倍拡大して、影響してきたということや、収入が下がった方が相当いらっしゃったことが、影響したものと推察しております。この結果、事業費の棒グラフでございますけれども、合併直後の 10 億 7,000 万円から 12 億円台で推移してまいりましたが、平成 22 年度は平成 21 年度の比べ約 1 億 6,000 万円多くなって、このままでは平成 23 年度 15 億 1,000 万円になり、推測ですが、平成 26 年度には 16 億円台になると見込んでおります。今回の見直しは、制度を維持するために事業費の増加を抑制しようとするものでございますけれども、方法としましては、認定者の範囲と支給率を見直そうというものでございます。

具体的には、3 の（1）にお戻りいただきたいと思いますが、これまで 25%支給しておりました第 5 階層の世帯を対象外とし、第 2 階層から第 4 階層までの支給率を 25%ずつ削減させていただこうと考えております。この見直しの対象者は 65 ページの 4、影響でございますけれども、対象外になる方が 1,386 人、支給率が下がる方が 6,006 人と見込んでおります。削減の影響額でございますけれども、当課所管分で約 1 億 9,000 万円と見込んでおります。これを見直すことによりまして、説明がもとに戻ってしまいますが、65 ページの上のところでございますが、平成 22 年度までは世帯構成、母と父で 30 代、小学 1 年生、4 歳児と、借家にお住まいというモデルでいきますと、592 万円以下の方が対象となりましたけれども、平成 23 年度は 555 万円以下の方を対象としたいということになります。このようなことを見直しの内容として考えております。

説明としては、以上でございます。

○委員長	<p>ありがとうございました。この件に関しまして、何かご意見、ご質問はございますか。</p>
○山田委員	<p>これだけ見ても、なかなか判断ができないところなのですが、まず一つは、国がなぜやめたのか。二つ目、全国的に特に政令市ではどうなっているのか。それと、新潟県全体ではどのようなになっているのかといったあたりの資料を示していただくと、これは下げすぎではないかとか、あるいはもっと下げてもいいという話ができるのですが、これだけ見て説明されても、このようにしたいのだなということは分かるのですが、それが妥当かどうかについては、全然判断材料がないのですが、いかがでしょうか。</p>
○学務課長	<p>まず、国が補助制度をやめた理由でございますけれども、これは三位一体の改革でもございまして、その中で国の補助金を地方財源に振り分けたという中に、これが入ったということでございます。ですから、全体としては地方の財源の中に、国の補助金が溶け込んできているという形にはなっているわけでございます。</p>
○山田委員	<p>では、その点だけ確認したいのですが、それは交付金なり何かの形で、すでに各都道府県、市町村にやっているということですね。</p>
○学務課長	<p>これはもともとは国の補助金で、半分ではございませんけれども、かなり少ない額ですが、それがきておりました。現在は、地方交付税の需要額の中に参入されているという形で、国としては財政措置はしているという考え方をしております。</p> <p>次に、政令市の状況でございますけれども、政令市の多くは新潟市のように 1.4 倍までという形ではなくて、非常にさまざまでございます。1.0 倍というところもかなりございます。そうしますと、政令市平均では、大体 1.15 倍くらいのところは水準になっております。そういう中で、新潟市の場合は、非常に認定する方が多いということで、子どもたちのうち 30% くらいが認定されているということで、財政的な負担がほかの政令市と比べても非常にたかいと思います。大体、認定率の平均というのは、14.5% くらい、全国的にはもっといいますけれども、新潟市は 30% くらいということで、特別重いという状態でございます。</p> <p>県の中でもさまざまな状況がございますけれども、やはり 30% というのは突出している形になっています。新潟県の市を見ますと 1.3 倍といったところはかなり多ございますけれども、</p>



また生活保護の基準になります生活保護の場合、その世帯が支給を受ける額というのが、例えば村の場合と政令市の場合では、大分金額が違います。ですから、同じ収入でも、政令市の場合には対象になるけれども、例えば何々村の場合は、対象にならないくらいのような形でございます、そういう中で総合的に見て、新潟市のレベルというのは、県内でも中の上くらいのレベルにあるのかと思います。

○山田委員

中の上というのはいっぱいやっているということですか。

○学務課長

非常に多く支給しているのではないかと。

○委員長

その代わり生活保護の基準なのですね。

○学務課長

生活保護に準ずる所得の方が多いということです。生活保護の場合は、例えば自家用車を持てなくなるとか、いろいろ実際に働けない状況になっておられるという形で、その方がある程度の生活をしていくために必要な額ということで支給を受けますが、同じような収入の方でも生活保護を受けないでがんばってらっしゃる方が随分いらっしゃるということだと思います。

○委員長

それが第1階層から第5階層まであるわけですね。

○学務課長

その範囲を新潟市では第5階層まで認めていたということでございます。それが、例えば1.0の政令市では、新潟市でいう第1階層の人だけしか、準要保護という中に認めてこなかったという状態だということです。

○小嶋委員

この推移を見ると、今の段階で見直しをかけないと大変な状況になっていくということです。

○学務課長

やはり金額的に、非常に伸びが大きいので。

○小嶋委員

就学援助制度のところでも生活保護を受けている人はたくさんいるわけなのですけれども、その方の額面が上がって、生活保護を受けている小学生とか、中学生とかたくさんいらっしゃるのですか。

○学務課長

生活保護を受けている方は、2万人近くオーダーがあるということではなくて、子どもたちの数で実際にはそう多くはないです。例えば、修学旅行の支給を受けるような方は何百人、非常に少ない人数になります。

○委員長

政令市になったくせに新潟産業界の金額ベースが低いということですよ。

○鈴木教育長

認定率の問題は違うのです。申請書類ですから、認定率30%というのは、申請書類をもれなく、PRをしっかりとやって、もれなく申請してくださいよという、新潟市は特に人数を取っているということですから、それは制度がどうこうということと、

少し意味合いが違う話です。

○委員長

一度調べてもらいたいのですが、政令市以前と政令市後で、政令市になった段階で兼業農家がものすごく増えているじゃないですか。兼業農家はどのようになっているのですか。

○鈴木教育長

それもはっきりしています。全体収入に対する農家所得の割合が多いのか。ほかが多いのかと。

○委員長

兼業農家なのだけれども、別所帯でもって、これしかもらえません。こちらにはあるのだけれども、ここはじいさん、ばあさんの収入になっていますよという疑似兼業農家というのでしょうか。

○学務課長

農業だけに限らず、二世帯、もしくは三世帯という家庭がございます。その場合は、明確に生計が別であるような、例えば電気とか、ガスのメーターが別というようなところでなければ、一体として所得を把握して換算いたしております。

○委員長

その所得の換算は可能なのですね。やはり間接的には新潟産業界の給与ベースが低いということですか。

○貝瀬教育次長

申請の社会状況が違うことは、旧市町村のかたがたも当時の認定申請率が非常に低かったのです。新潟の地域の人たちの申請率は非常に高かったです。それだけ、学務課長さんががんばってPRし、普及に努めたということがあると思うのです。

○鈴木教育長

所得の水準は、今の資料からは出てこないということなのです。またそれは別途調べないと分からないです。

○学務課長

認定率が高い理由というのは、先ほども申しあげましたように、周知が徹底しているということが一番大きいですが、政令市の中で、静岡の2市は一桁の認定率です。これは民生委員の方の承認がいるとか、ソフトの部分のハードルが非常に高い状態になっています。学校ごとに認定委員会があったりすることもあります。そういう形で、この制度自体は市によってさまざまに組み合わせで行われていて、なかなか一律に説明ができないものですから、通常は生活保護に対して何倍というようなところで比較しておりますけれども、実際は運用の仕方ですら認定率に変化するものと。新潟市の場合は、非常に周知が図られたので、しかも学校を通じて、それを受け取るような形をしておりますので、プライバシーも非常に守られてまいりますから、その結果として、認定率が上がったということになると思います。

○山田委員

どうなのでしょう。その辺の判断がよく分からないのですが、どんどん増えていって、俗にいうと困っている人を助ける。

そういう形に持っていけばいいのか。そうではなくて、ある財源が決まっているのに、ほかのことができなくなるのではないかと。もっと絞るといっていいのか。どういう形でいけばいいのか、よく分からないのです。大きくすればするほど、それぞれの市町村によって違いがあるみたいで、考え方の違いもついて回っていると。

これは、先々どう持っていきたいわけですか。今回、とても対応できないから、2億円くらい減るように絞りましたというけれど、先々増えていきますよね。

○学務課長

ひとまずここで、歳出抑制を図ろうということで、今、本当に推測ですけども、とりあえず平成27年くらいまでは、今年の歳出額くらいのところで止まるのではないかと考えていますので、この推移が実際にどうなるのか。かつて、旧新潟市では、景気がいいときには、この人数が減ってきたという時期もあったわけなので、これが景気よくなって、対象者が少なくなってくるとありがたいなと願っている次第です。実際、収入の低い方が増えているということは、税収も減っているということになりますので、財源は減る、これは出ていくということになると、なかなか市の運営としても厳しいと。

○鈴木教育長

こういったものは金銭の給付ですから、何の工夫もないわけです。要はお金があるところは出して、お金がないところは出さないということですから、本来、こういう金銭給付というのは全国的な制度の中で、きちんとやるべきですし、新潟市はこれでサービスのやり方を工夫しているというものではありませんので、お金を幾ら出すかという程度の世界となります。

○委員長

ある意味抑制をしながら、次の一手を考える必要があるということですね。

○学務課長

増加した場合は、考えていかないと。

○委員長

まず、間違いなく増加する可能性のほうが確実に高いです。ということは、決めた額に言っても、ハードルを上げる方向しかないと思います。ハードルを上げるということになれば、それを納得させるような十分な材料が必要でしょうし、大変でしょうけれども。

そのほかございますか。ありがとうございました。

## 第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長 月定例会は、3月16日（水）午後3時30分から、4月定例会につきましては、現在、日程調整中でございますので、決定次第お知らせいたします。

第6 閉会宣言

○委員長 午後5時15分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員